

広島県告示第三百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十三年四月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
百島診療所	尾道市百島九七二番地	平成二十三年三月一日
なの花薬局平原店	尾道市平原一丁目二〇番四六号	平成二十三年四月一日
ひので薬局本館	尾道市平原一丁目二〇番四四号	平成二十三年四月一日
ひので薬局別館	尾道市平原一丁目二〇番四一号	平成二十三年四月一日
さんくす薬局高屋店	東広島市高屋町杵原一八二六番地一	平成二十三年四月一日